【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

頁数	正			誤		
P139						
	問 6	(4)	イ 問題文は「・・・ であって液化ガスを通ずるも	問 6	(4)	イ 問題文は「・・・であって最高使用圧力が高圧
			のは、 <u>その製造所の敷地境界から</u> 保安物件に対			のもの及び液化ガスを通ずるものは、その 外面
			し・・・」とあるが、技省令第6条第2項には			から 保安物件に対して・・・」とあるが、技省令
			「 <mark>その外面から</mark> 」とあるので、本肢の記述は誤			第6条第2項には「 その製造所の敷地境界から 」
			9.			とあるので、本肢の記述は誤り。
			口 技告示第3条第3項に記載の通り正しい。			ロ 技告示第3条第3項に記載の通り正しい。
			ハ 問題文は「・・・ <mark>あらかじめ経済産業大臣に届</mark>			ハ 問題文は「・・・あらかじめ経済産業大臣に届
			<u>け出た場合</u> 」とあるが、技省令第6条第4項に			け出た場合」とあるが、技省令第6条第4項に
			は「 <mark>認可を受けた場合</mark> 」とあるので、本肢の記述			は「認可を受けた場合」とあるので、本肢の記述
			は誤り。			は誤り。
			ニ 技省令第9条第2項に記載の通り正しい。			ニ 技省令第9条第2項に記載の通り正しい。
			ホ 問題文は「・・・液化ガスを <u>廃棄</u> できる構造」			ホ 問題文は「・・・液化ガスを廃棄できる構造」
			とあるが、技省令第13条第1項には「・・・液			とあるが、技省令第 13 条第 1 項には「・・・液
			化ガスを 安全に置換 できる構造」とあるので、			化ガスを 安全に置換 できる構造」とあるので、
			本肢の記述は誤り。			本肢の記述は誤り。
			従って、正しく規定されているものの組み合わせ			従って、正しく規定されているものの組み合わせ
			は(口)及び(二)であり、(4)が正解。			は(口)及び(二)であり、(4)が正解。